

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する

件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金融機関向けエクスポージャー) 第四十一条 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p> <p>7 標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次のイからタまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからタまでに定める要件を満たしていること。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を</p>	<p>(金融機関向けエクスポージャー) 第四十一条 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を</p>

判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

三 「二」タ 略」

三 「略」

8 第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

「一・二 略」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完

判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

「二」タ 同上」

三 「同上」

8 「同上」

「一・二 同上」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完

的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

〔四〇七 略〕

9 標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号チからタまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。

一 〔略〕

二 次のイからトまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからトまでに定める要件を満たしていること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一條第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 〔略〕

(2) 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充

的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條（同告示第五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

〔四〇七 同上〕

9 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔10・11 略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>〔二〕ト 略〕</p> <p>実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準</p>
	<p>〔10・11 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔二〕ト 同上〕</p> <p>実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準</p>